

認可外保育施設の立入調査 について



東京都 福祉保健局 指導監査部
指導第二課 保育施設検査担当

都内の保育サービス利用児童の状況

報道発表資料 令和4年7月27日 福祉保健局「都内の保育サービスの状況について」を元に作成

(単位：人)

区 分		R 4 .4	R3.4	R2.4	H31.4	H30.4
各 年 4 月 現 在 の 利 用 児 童 数	認可保育所	289,076	287,937	283,014	269,627	254,484
	認証保育所	12,649	13,645	14,734	16,218	17,890
	認定こども園	8,348	7,758	6,804	6,269	5,822
	家庭的保育事業	1,216	1,279	1,496	1,640	1,669
	小規模保育事業	6,759	7,213	7,545	7,619	7,338
	事業所内保育事業	656	667	736	752	684
	居宅訪問型保育事業	134	164	186	160	126
	定期利用保育事業	621	771	1,077	1,201	1,285
	企業主導型保育事業	726	745	772	727	348
	区市町村単独保育施策	3,694	4,308	4,194	4,963	4,121
計		323,879	324,487	320,558	309,176	293,767
参考	就学前児童人口（各年 1 / 1 現在）	595,116	619,296	632,104	641,341	641,920
	利用率（%）	54.4%	52.4%	50.7%	48.2%	45.8%



保育所等の設置状況

報道発表資料 令和4年7月27日 福祉保健局「都内の保育サービスの状況について」より

区分	認可保育所				認証保育所			
	施設数（所）		定員（人）		施設数（所）		定員（人）	
		対前年 増減		対前年 増減		対前年 増減		対前年 増減
平成 29 年	2,558	+216	247,105	+16,771	631	△33	21,418	△1,247
平成 30 年	2,811	+253	266,473	+19,368	610	△21	20,759	△659
平成 31 年	3,066	+255	285,121	+18,648	575	△35	19,551	△1,208
令和 2 年	3,325	+259	303,093	+17,972	537	△38	18,072	△1,479
令和 3 年	3,477	+152	313,364	+10,271	500	△37	16,718	△1,354
令和 4 年	3,569	+92	319,510	+6,146	464	△36	15,529	△1,189

（注）各年 4 月現在

（参考） 保育所等利用待機児童数（H29→R4.4 △8,286人）

H29.4月現在 8,586人
（対前年増減+120人）



R4.4.現在 300人
（対前年増減△669人）



認可外保育施設の現況

各年4月1日現在の届出施設数（東京都受付）

区 分	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年
ベビーホテル	273	292	416	532	550	536
事業所内保育施設	446	446	481	426	298	199
院内保育施設	138	145	148	170	171	173
その他の認可外 保育施設	190	178	195	171	152	129
合 計	1,047	1,061	1,240	1,299	1,171	1,037

※八王子市は中核市のため、届出施設数に含まない。

※世田谷区及び江戸川区は令和2年4月1日から、荒川区は令和2年7月1日から、港区は令和3年4月から、中野区は令和4年4月から児童相談所設置市のため、設置以降は、届出施設数に含まない。



立入調査の目的

- ◆ 児童福祉法に基づく、認可外保育施設に対する指導監督の一環
- ◆ 児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認

指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般にわたって、施設職員へのヒアリングや備付書類の確認等により、基準への適合状況を確認する。



認可外保育施設の立入調査の根拠①-1

◆児童福祉法第59条 第1項

都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、（略）第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であって（略）認可を受けていないもの（略）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。



認可外保育施設の立入調査の根拠①-2

◆児童福祉法第62条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

第1～6号（略）

第7号

正当の理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

認可外保育施設の立入調査の根拠②

◆認可外保育施設に対する指導監督の実施について

(平成13年 3月29日付雇児発第177号 [最終改正]令和 4年 9月14日付子発0914第1号
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 別紙「認可外保育施設指導監督の指針」抜粋)

【この指針の目的及び趣旨】

この指針は、児童福祉法（以下「法」という。）等に基づき、**認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものであること。**

なお、**本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのもの**であり、別添の認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たす認可外保育施設についても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「**児童福祉施設設備運営基準**」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「**家庭的保育事業等設備運営基準**」という。）を満たすことが望ましいものであること。



認可外保育施設の立入調査の根拠③

◆認可外保育施設に対する指導監督要綱

(昭和57年6月15日56福児母第990号)

〔調査の実施〕

第8条 知事は、**原則として毎年度1回以上、別に定める計画**に基づき、その職員をして**定期的に**認可外保育施設及び必要があると認めるときはその事務所に立ち入り、その設備及び運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行わせる。

また、必要に応じて、保育従事者、事務職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取する。

8 第1項の規定による立入調査のほか、知事は、必要があると認めるときは、その職員をして、**随時に**認可外保育施設及びその事務所に対し**特別に立入調査（特別立入調査）**を行わせる。



参考：

認可外保育施設指導監督基準

都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」の別表として都HPに掲載

→東京都福祉保健局ホームページ

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)

＞東京都福祉保健局

＞子供家庭

＞保育サービス

＞認可外保育施設について

＞指導監督要綱・指導監督基準について

●認可外保育施設に対する指導監督要綱

●別表1 指導監督基準 (認可外保育施設指導監督基準)

●別表2 評価基準 (1日に保育する乳幼児の数が6人以上、同6人以下、居宅訪問型(法人・個人))

●実施細目 (認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目)

※法令改正等により適宜改正あり

保育施設に対する指導監督の組織

(東京都福祉保健局の場合)

指導監査部指導第二課 保育施設検査担当 (☎03-5320-4055)

- 認可保育所、幼保連携型認定こども園に対する実地検査
- 東京都認証保育所に対する立入調査
- 認可外保育施設に対する
立入調査

立入調査等と
改善状況の確認

少子社会対策部保育支援課 民間保育援助担当 (☎03-5320-4131)

- 設置予定者に対する事前指導
- 開設、変更、廃止、各届出受理
- 運営状況報告の徴収、事故報告等受付
- 研修の実施（東京都福祉保健財団に委託）
- 認可外保育施設の基準を満たす旨の
証明書の交付
- 巡回指導（巡回指導チームの統括）

連 携

民間保育援助担当は認可外保育施設の担当です。
認可保育所、認証保育所の担当とは異なります。
上記のほか、認可外保育施設の事業停止命令、
施設閉鎖命令等の処分事務も担当します。



立入調査の流れ【一般的な流れ】

① 【都】設置届・運営状況報告等により施設の状況把握



② 【都】立入対象施設を選定、実施通知を送付



③ 【都】立入調査の実施



④ 【都】調査結果を通知



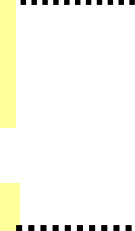
⑤ 【設置者】改善状況報告書の提出
(原則30日以内)



⑥ 【都】改善状況報告書の確認・再指導等

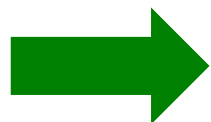


次回調査
への反映



立入調査【随時対応の場合】

- ◆ 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- ◆ 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。）
- ◆ 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合 等



立入調査実施



立入調査の流れ【随時対応】

①【都】立入調査の実施

②【都】調査結果を通知

③【設置者】改善状況報告書の提出

④【都】改善状況報告書の確認

・著しく不適正な保育内容
や保育環境である場合

・著しく利用児童の安全性
に問題がある場合 等

改善されない場合

⑤【都】改善勧告

⑥【都】改善状況報告書の確認

勧告に従わない場合

⑦【都】公表

・弁明の機会の付与

・都児童福祉審議会へ意見聴取

⑧【都】業務停止命令

又は施設閉鎖命令



令和4年度保育施設指導検査等実施方針 一般指導検査（立入調査）の重点項目①

（１）運営関係

ア 職員の確保及び処遇

- （ア）職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- （イ）職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- （ウ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- （エ）職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- （ア）在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- （イ）消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

一般指導検査（立入調査）の重点項目②

（２）保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- （ア）子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- （イ）保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- （ア）児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- （イ）アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- （ア）乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- （イ）食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- （ウ）プール活動・水遊びや園外保育時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。
- （エ）上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- （オ）食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

立入調査を実施する施設の選定

【選定方法】

◆過去の立入調査において、

指摘事項の改善が図られていない施設

◆苦情、通報等が多く寄せられている施設

又はその内容から運営状況の確認を要する施設

◆新規に開設された施設

◆相当の期間にわたって、立入調査を実施していない施設

◆その他立入調査の実施が必要と判断される施設 （24時間開所施設等）

最近の保育施設等に対する立入調査等の状況①

【令和3年度立入調査（実地検査）実施状況】

保育所・保育施設等について、全体の3.0%に当たる135施設に対して、立入調査等を行った。

種 別	対象数 (a)	立入調査等数 (b)	うち文書 指摘施設 数 (c)	実施率 (b/a)	文書指摘率 (c/b)	(参考) 令和元年 数
認可保育所	2,886	31	21	1.1%	67.7%	237
認証保育所	500	2	2	0.4%	100%	99
★認可外保育施設	<u>1,075</u>	<u>100</u>	<u>56</u>	<u>9.3%</u>	<u>56%</u>	<u>299</u>
幼保連携型認定こども園	29	2	2	6.9%	100%	7
計	4,490	135	81	3.0%	60%	642

対象数について、認可保育所は、島しょ部に所在する施設を除き、八王子及び児童相談所設置市に所在する公立施設を含みます。

対象数及び実地検査数について、認可外保育施設では、令和3年4月2日以降に届出された施設で、立入調査を実施した施設を含みます。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施のため、例年より検査実施数が少なくなっています。

※ 上記のほか、認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(個人)に対して、集団指導を行っています(対象数2,297、参加事業者数460及び文書指摘事業者409、実施率20.0%)。

最近の保育施設等に対する立入調査等の状況②

【認可外保育施設に対する立入調査の推移】

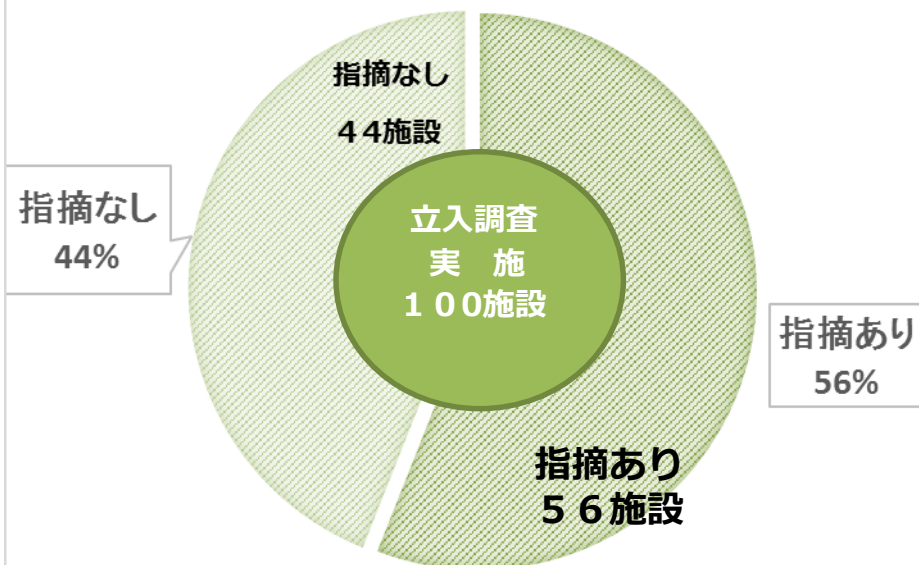
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象数	1,089	1,183	1,340	1,248	1,075
立入調査数	211	225	299	101	100
実施率	19.4%	19.0%	22.3%	8.1%	9.3%

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の実施のため、立入調査の実施施設数が少ない。

最近の保育施設等に対する立入調査等の状況③

【認可外保育施設】

文書指摘状況（C指摘）



令和3年度文書指摘内訳 (上位3項目)

定期的な点検の実施 (窒息の可能性のある玩具 等が置かれていないか)	35施設
緊急通報訓練の実施	30施設
救命講習の受講	18施設

令和3年度立入調査における主な指摘事項①

認可外保育施設の文書指摘の具体事項例

指 摘 事 項	件数
窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に不用意に置かれていないか等について定期的な点検が行われていないので是正すること。	35
緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていないので是正すること。	30
救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいないので是正すること。	18
労働基準法等により備え付けが義務付けされている帳簿を適切に整備すること	14
入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯があるので是正すること。	10
入所時の児童の健康診断を実施すること。	9
消防計画を作成していないので是正すること。	9
その他：保育従事者のうち必要な有資格者が配置されていないので是正すること、職員の健康診断が実施されていないので是正すること 等	93 (延べ)
合 計(述べ)	218

※件数は暫定値です。

令和3年度立入調査における主な指摘事項②

認可外保育施設の口頭指導の具体的事項例

指 導 事 項	件数
入所時又は入所後の児童の健康診断が一部実施されていない、または記録が整備されていないので是正すること。	32
利用者の見やすい場所における施設及びサービスに関する掲示の内容が不十分なので是正すること。	28
サービス利用者に対する書面の内容が不十分なので是正すること。	27
避難・消火訓練が毎月実施されていない、または避難・消火訓練の記録が整備されていないので是正すること。	26
保育従事者の外部研修等への参加が全くない、または施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていないので是正すること。	12
保育室その他児童の出入り場所において危険防止に対する十分な配慮をしていないので是正すること。	11
その他：職員の中に健康診断(不足等)、検便(回数不足等)、契約内容の説明不足、保護者との連絡状況(連絡帳の記載内容不足等) 等	47 (延べ)
合 計	184

※件数は暫定値になります。

立入調査時の主な確認書類①

◆ 運営管理

日頃から、備えられているか、
点検してください。

指導監督基準項目	
3 (2)	消防計画 避難消火訓練記録
(評価基準 3 (2) a)	防火管理者の選任・届出の控え (収容人数 30 人以上の施設)
7 (4)	職員健康診断記録 検便結果記録
(評価基準 7 (8) g)	救命講習の修了証等 (過去3年以内に受講したもの) 関係機関への緊急通報訓練 (119番通報等の訓練) の記録
8 (1)	施設・サービス内容の掲示
9 (1)	履歴書 資格証明書 (保育士証等) 労働者名簿 (採用年月日がわかるもの) 雇用契約書 (就業規則) 勤務表 (ローテーション表) 出勤簿 (タイムカード) (勤務実績がわかるもの) 賃金台帳
9 (3)	施設平面図



立入調査時の主な確認書類②

◆保育内容

日頃から、備えられているか、
点検してください。

指導監督基準項目	
5 (1) イ	デイリープログラム
(評価基準 5 (1) b (a))	保育日誌
5 (3) ア	連絡帳 (3 歳未満児)
5 (3) イ	緊急連絡表
6 (2) イ	献立表
7 (2)	児童の発育チェックの記録 (身体測定記録)
7 (3) ア	児童健康診断記録
7 (3) イ	保育施設付近の病院等関係機関の一覧
9 (2)	児童票 (氏名、生年月日、健康状態、在籍記録等)
	児童に関する契約書



改善状況報告について

判定区分(C・B)ごとに
用紙が異なります。

(かがみ文イメージ)

(改善情報報告)

提出日を記載してください。

第 号
令和 年 月 日

東京都福祉保健局長 宛

設置者・代表者名を記載してください。
印は不要です。

設置者・代表者名

改善状況報告について

令和 年 月 日付 福保指二第 号により通知のあった改善を要する事項について、別紙のとおり報告します。

立入調査結果通知の左上に記載されていた日付・文書番号を記載してください。

(報告様式イメージ)

改善状況報告書(判定区分C)

区市町村名、経営主体、施設名を
記載してください。

区市町村名
経営主体
施設名

指 摘 内 容	事項別改善状況(又は方策)	改善の時期
保育に従事する者の数及び資格 保育に従事する者の数		
非 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定 消防計画を作成していないので是正すること。		

●事項別改善状況(又は方策)について、具体的に記入してください。

●改善の状況がわかる資料を添付してください。

●改善の時期の欄は、改善した日又は改善予定の時期について、記入してください。



立入調査結果の公表について（紹介①-1）

Browser address bar: <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/index.html>

社会福祉法人・施設等の指...

東京都福祉保健局
Bureau of Social Welfare and Public Health

音声読み上げ・文字拡大・色合い変更 Language 都庁総合トップページ

サイトマップ キーワードを入力してください 検索

トップ 分野別のご案内 施設案内 各種申請 調査・統計 職員募集 問合せ

現在のページ 東京都福祉保健局 > 福祉保健の基盤づくり > 社会福祉法人・施設等の指導検査

社会福祉法人・施設等の指導検査

- 指導検査実施要綱・実施方針・検査基準・自己点検票
- 集団指導資料
- 保育施設の指導検査について
- 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果
- 指導検査報告書

福祉保健の基盤づくり

- 医療機関等に対する医療用マスク・手袋の配布について
- 医療機関等に対する手指消毒用エタノールの優先供給について
- 政策連携団体等
- 福祉保健施策
- 社会福祉法人制度
- 社会福祉施設情報
- 社会福祉法人・施設等の指導検査



立入調査結果の公表について（紹介①-2）

<https://www2.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/houjin/shisetsu.htm> 社会福祉法人・施設・在宅サ...

東京都福祉保健局

社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

[東京都福祉保健局ホームページ](#) [東京都公式ホームページ](#)

文字サイズを大きくするには

東京都は、社会福祉施設及び在宅サービス等を利用者が安心して選択することができるよう、また、事業運営の透明性の確保を図るため、東京都福祉保健局が実施している、社会福祉法人、社会福祉施設及び在宅サービス事業者等に対する指導検査の結果を積極的に情報提供しています。

このホームページに掲載されている情報は……

社会福祉法人、社会福祉施設及び在宅サービスについては、東京都が実施した指導検査結果を掲載しています。

社会福祉法人の基本情報については、「現況報告書」のデータを転載したものです。なお、時点のずれ等のため現在の状況と相違している場合がありますので、ご注意願います。

※現況報告書とは、社会福祉法及び同法施行規則の規定により、社会福祉法人が、毎年4月1日現在の状況を独立行政法人福祉医療機構(WAM)に電子提出するものです。現況報告書をご覧になりたい方は、WAMが運営するWAMNETの「社会福祉法人の財務諸表等の電子開示システム」で「[社会福祉法人の現況報告書等情報検索](#)」を御利用ください。

※社会福祉施設及び在宅サービスの詳細な情報については、各施設等のページの「[とうきょう福祉ナビゲーション](#)」をご覧ください。福祉サービス第三者評価を受けている場合は、評価結果も掲載されています。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人です。

法人検索

社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行う施設です。種別によっては福祉関係の通知・通達に基づいた施設も含まれます。

施設検索

在宅サービス

介護保険法第8条に規定する居宅サービス事業及び障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス事業のうち在宅サービスを行う事業所です。

在宅サービス検索



立入調査結果の公表について（紹介①-3）

現在位置 [ホーム](#) > 社会福祉施設検索

社会福祉施設

施設名や所在地、種別により検索できます。項目を選択または入力して検索ボタンを押してください。

■ 施設名・所在地から探す

施設名 施設名の一部でも検索可能です

所在地 区市町村を選択して下さい

検索

リセット

+ さらに条件を追加 種別を含めた検索も可能です（複数検索選択可）

高齢者

☐ 特別養護老人ホーム

[施設概要](#)

☐ 介護老人保健施設

[施設概要](#)

☐ 養護老人ホーム（一般）

[施設概要](#)

☐ 養護老人ホーム（特別）

[施設概要](#)

障害者総合支援法

☐ 短期入所

[施設概要](#)

☐ 療養介護

[施設概要](#)

☐ 生活介護

[施設概要](#)

☐ 施設入所支援

[施設概要](#)